

# 兵庫県公報

令和3年3月5日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例（医務課）	1
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	2
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）	2
○ 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（社会教育課）	3
規 則	
○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	3

## 公布された法令のあらまし

### ●県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 県では、令和2年度から県内の産科医、小児科医及び総合診療医の不足を解消するため、産科、小児科その他医師の確保が特に必要な診療科として指定する診療科（以下これらを「特定診療科」という。）における専門的な知識及び技能を修得するための研修（以下「専門研修」という。）を受ける医師に対して研修資金の貸与を行う事業を実施している。
- 2 1の事業においては、研修資金の貸与を受ける医師が専門研修を修了した後に医師の確保が困難な県の区域内の医療機関の特定診療科において医師として一定の期間勤務をした場合には、当該研修資金の返還を免除することとしていることから、当該免除に係る事務を円滑に進めることができるよう、知事が議会の議決を経ずに返還を免除することができる貸付金に当該研修資金を追加することとした。

### ●建築基準条例の一部を改正する条例（条例第4号）

建築基準法及び同法の規定に基づく国土交通省告示の一部改正に伴い、これらの引用条文を改めることとした。

### ●公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事した学校に勤務する職員に対し、当該業務の危険性を踏まえ、特殊勤務手当を支給することとし、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

兵庫県立美術館西宮分館（以下「西宮分館」という。）の展示室について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた活用方法の再検討、整備等を行う必要が生じたため、兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号）のうち西宮分館に係る改正規定の施行期日について所要の整備を行うこととした。

### ●建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第5号）

建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、建築基準法の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例の許可及び同地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可を申請しようとする者は、省令で定める様式の申請書に、県の規則で定める図書を添えて、知事に提出するものとされたことに伴い、当該申請書に添付する図書を定めることとした。

## 条 例

県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第3号

**県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例**

県が保有する債権の放棄に関する条例（昭和39年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 産科、小児科その他医師の確保が特に必要な診療科として知事が指定する診療科（以下この号においてこれらを「特定診療科」という。）における専門的な知識及び技能を修得するための研修（知事が指定するものに限る。以下この号において「専門研修」という。）を受ける医師で、当該専門研修を修了した後に医師の確保が困難な県の区域内の医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸与した研修資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第4号****建築基準条例の一部を改正する条例**

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第56条の2第1項の」の右に「規定により条例で指定する同項に規定する」を、「ごとに」の右に「同項の規定により」を加え、「指定する号は」を「条例で指定する号は」に改め、同条第2項中「法別表第4(ろ)欄の四の項イ」を「法第56条の2第1項の規定により法別表第4(ろ)欄の四の項イ」に改め、「から」の右に「条例で」を加え、「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改め、「容積率」の右に「(以下この項において「容積率」という。)」を加え、「イとし、」を「同欄の四の項イとし、容積率が」に、「ロとする」を「同項ロとする」に改め、同条第3項中「法別表第4(は)欄の二の項」を「法第56条の2第1項の規定により法別表第4(は)欄の二の項」に改め、「うちから」の右に「条例で」を加える。

第25条第3号中「(9)まで及び(10)ただし書」を「(8)まで及び(9)ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第5号****公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊業務手当の特例）

- 4 当分の間、第3条の2第1項に規定する職員（以下「学校職員」という。）が学校の管理下において次に掲げる業務に従事したときは、特殊業務手当を支給する。
- (1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号及び次項第2号において同じ。）の病原体の付着した、又は付着の危険のある物件の処理の業務（次号に掲げる業務を除く。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症から児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務であって、県教育委員会が指定するもの
- 5 前項に規定する特殊業務手当の額は、日額とし、学校職員が従事した業務の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる業務 300円

(2) 前項第2号に掲げる業務 3,000円（新型コロナウイルス感染症にかかっている児童若しくは生徒又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある児童若しくは生徒の身体に接触して行う業務、これらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これらに準ずる業務として県教育委員会が指定する業務に従事した場合にあっては、4,000円）

6 学校職員が同じ日に附則第4項各号に掲げる業務に併せて第3条の2第1項第1号ウに掲げる業務に従事した場合において、当該業務が同項に規定する教育委員会規則で定める程度に及ぶときは、前2項の規定は適用しない。

7 学校職員が同じ日に附則第4項各号に掲げる業務のいずれにも従事した場合における同項の規定の適用については、同項第2号に掲げる業務のみに従事したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。



兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第6号

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「1年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規

則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第5号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第8号中「第60条の2第1項第3号」の右に「、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。